



発行 新潟県

第 99 号

令和2年12月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

64 新潟県栄養士法施行細則及び新潟県調理師法施行細則の一部を改正する規則（健康対策課）

告 示

- 1345 指定管理者の指定（スポーツ課）
- 1346 指定管理者の指定（原子力安全対策課）
- 1347 新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び事務取扱範囲の一部改正（基幹病院整備室）
- 1348 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止（高齢福祉保健課）
- 1349 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1350 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1351 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施（畜産課）
- 1352 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1353 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1354 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1355 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1356 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1357 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1358 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1359 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1360 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1361 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1362 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1363 まあじ及びまいわし対馬暖流系郡に関する知事管理漁獲可能量（水産課）
- 1364 道路の区域変更（道路管理課）
- 1365 道路の供用開始（道路管理課）
- 1366 道路の区域変更（道路管理課）
- 1367 道路の供用開始（道路管理課）
- 1368 道路の区域変更（道路管理課）
- 1369 道路の供用開始（道路管理課）
- 1370 道路の区域変更（道路管理課）
- 1371 道路の供用開始（道路管理課）
- 1372 道路の区域変更（道路管理課）
- 1373 道路の供用開始（道路管理課）
- 1374 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1375 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1376 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1377 指定管理者の指定（都市整備課）
- 1378 指定管理者の指定（都市整備課）
- 1379 指定管理者の指定（港湾整備課）

公 告

- 決算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（管財課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局公告

- 特定調達契約の落札者等（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 37 海区漁業調整委員会委員の解職請求に係る選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

教育委員会告示

- 16 指定管理者の指定（文化行政課）

内水面漁場管理委員会告示

- 2 新潟県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の改正（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

- 第五種共同漁業権に基づく令和3年度増殖計画（内水面漁場管理委員会）

規 則

新潟県栄養士法施行細則及び新潟県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第64号

新潟県栄養士法施行細則及び新潟県調理師法施行細則の一部を改正する規則
(新潟県栄養士法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県栄養士法施行細則(昭和36年新潟県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

	新潟県収入証紙貼付欄																								
<p>栄養士免許申請書</p> <p>1～3の有無について、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を記入すること。)</p> <p style="padding-left: 20px;">有・無 _____</p> <p>2 栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合は、違反の事実及び年月日を記入すること。)</p> <p style="padding-left: 20px;">有・無 _____</p> <p>3 旧姓又は通称名併記の希望の有無</p> <p style="padding-left: 20px;">有・無 _____</p> <p>上記により、栄養士免許を申請します。</p> <p style="padding-left: 20px;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本籍地都道府県名 (国籍)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">電 話</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〒</td> </tr> </table> <p>(氏名は、戸籍上の文字で記入すること。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">ふりがな</td> <td style="width: 25%;">(氏)</td> <td style="width: 25%;">(名)</td> <td rowspan="3" style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">性別</td> <td style="width: 50%;">男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(旧姓)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通称名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">生 年 月 日</td> <td style="width: 70%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>新潟県知事 様</p>		本籍地都道府県名 (国籍)		電 話			住 所	〒		ふりがな	(氏)	(名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">性別</td> <td style="width: 50%;">男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> </tr> </table>	性別	男		女	氏名	(旧姓)		通称名			生 年 月 日	年 月 日
本籍地都道府県名 (国籍)																									
電 話																									
住 所	〒																								
ふりがな	(氏)	(名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">性別</td> <td style="width: 50%;">男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女</td> </tr> </table>	性別	男		女																		
性別	男																								
	女																								
氏名	(旧姓)																								
通称名																									
生 年 月 日	年 月 日																								

備考 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望する場合のみ記入すること。

第2号様式(第4条関係)

	新潟県収入証紙貼付欄
<p>栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書</p>	

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

変更を生じた事項

	変更前	変更後
本籍地都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有・無
通称名		
通称名併記の希望		有・無
性別	男・女	男・女

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること。)

変更の理由 及び年月日	
----------------	--

上記により、栄養士名簿の訂正・免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

電 話	()
住 所	〒
氏 名	生年月日 年 月 日

新潟県知事 様

備考 1 申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。

2 栄養士免許証の書換え交付の申請の場合は、栄養士免許証を添付すること。

第3号様式 (第5条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		

生年月日	年 月 日
------	-------

抹消理由 の生じた年月日	年 月 日
-----------------	-------

抹消理由	死亡・失踪・その他
------	-----------

上記により、栄養士名簿登録の抹消を申請します。

年 月 日

電 話	()
-----	-----

住 所	〒	
氏 名		

新潟県知事 様

備考 この申請書には、栄養士免許証を添付すること。

第4号様式 (第6条関係)

新潟県収入証紙貼付欄			
栄養士免許証再交付申請書			
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
本籍地都道府県名 (国 籍)			
(氏名は、戸籍上の文字で記入すること。)			
ふ り が な	(氏)	(名)	性別 男 女
氏 名	(旧姓)		
通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日		
上記により、栄養士免許証を(破った・汚した・失った)ので、免許証の再交付を申請します。			
電 話	()		
住 所	〒		
氏 名			
新潟県知事 様			

備考 1 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望した場合のみ記入すること。

2 破り、又は汚した場合は、栄養士免許証を添付すること。

(新潟県調理師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県調理師法施行細則(昭和52年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

新潟県収入証紙貼付欄			
調理師名簿訂正・免許証書換え交付申請書			
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更を生じた事項			
	変更前	変更後	

本籍地都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有・無
通称名		
通称名併記の希望		有・無
性別	男・女	男・女

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること。)

変更の理由 及び年月日	
----------------	--

上記により、調理師名簿の訂正・免許証の書換え交付を申請します。
年 月 日

電話	()
住所	〒
氏名	生年月日 年 月 日

新潟県知事 様

- 備考 1 申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。
2 調理師免許証の書換え交付の申請の場合は、調理師免許証を添付すること。

第2号様式 (第4条関係)

調理師名簿登録消除申請書

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		

生年月日	年 月 日
------	-------

消除理由 の生じた年月日	年 月 日
-----------------	-------

消除理由	死亡・失踪・その他
------	-----------

上記により、調理師名簿登録の消除を申請します。
年 月 日

電話	()
住所	〒
氏名	

新潟県知事 様

備考 この申請書には、調理師免許証を添付すること。

第3号様式 (第5条関係)

新潟県収入証紙貼付欄			
調理師免許証再交付申請書			
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
本籍地都道府県名 (国 籍)			
(氏名は、戸籍上の文字で記入すること。)			
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日		
上記により、調理師免許証を(破った・汚した・失った)ので、免許証の再交付を申請します。			
年 月 日			
電 話	()		
住 所	〒		
氏 名			
新潟県知事 様			

備考 1 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を調理師免許証に併記することを希望した場合のみ記入すること。

2 破り、又は汚した場合は、調理師免許証を添付すること。

第4号様式 (第7条関係)

調理師試験受験願書

年 月 日

新潟県知事 様

下記のとおり 年 月 日実施の調理師試験を受けたいので、必要書類を添えて願書を提出します。

記

住 所			
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年	月	日 (満 歳)
連絡先	電話 () -		

新潟県収入証紙貼付欄

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1345号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎67番地12
公益財団法人新潟県スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和2年12月18日

◎新潟県告示第1346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県柏崎原子力広報センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
柏崎市荒浜1丁目3番32号
公益財団法人柏崎原子力広報センター
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和2年12月18日

◎新潟県告示第1347号

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第3条の規定により、新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（平成22年1月新潟県告示第48号）の一部を次のとおり改正した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
1 <u>新潟県基幹病院事業総括出納取扱金融機関</u> 公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗		1 <u>新潟県魚沼基幹病院事業総括出納取扱金融機関</u> 公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
2 <u>新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関</u> 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗		2 <u>新潟県魚沼基幹病院事業出納取扱金融機関</u> 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>北越銀行新潟県庁支店</u>	(略)	<u>北越銀行県庁支店</u>	(略)

◎新潟県告示第1348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の効力を次の

とおり停止する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
訪問介護ステーション旭岡	新潟県長岡市旭岡2丁目207番地	合同会社美沢メディカルサービス	訪問介護	新規利用者に対する介護報酬請求停止	令和3年1月1日から令和3年4月30日まで

◎新潟県告示第1349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	いんくる見附南本町の家	見附市南本町1丁目6番23号	株式会社いんくる	令和2年12月1日
居宅介護	ニチイケアセンター長岡江陽	長岡市江陽2丁目11番4号ライフデザインビル2F	株式会社ニチイ学館	令和2年12月1日
重度訪問介護				
同行援護				
就労継続支援A型	星の輪つばめ	燕市小高6017	一般社団法人星の輪燕	令和2年12月3日

◎新潟県告示第1350号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	10者	金屋中曾根3681番ほか79筆 14.7ha
関川村	3者	湯沢1543番1ほか37筆 4.9ha
新発田市	22者	板山車野202番1ほか236筆 56.8ha
阿賀野市	5者	新保前島741番1ほか29筆 3.1ha
胎内市	2者	土作道端664番ほか22筆 3.7ha
聖籠町	130者	諏訪山鷺山辺2089番ほか640筆 36.1ha
新潟市	27者	北区松潟193番1ほか286筆 23.6ha
三条市	14者	貝喰新田4909番ほか83筆 13.1ha
燕市	7者	吉田法花堂下岡田2678番1ほか1429筆 79.3ha
加茂市	3者	下条横道乙666番ほか32筆 3.9ha
弥彦村	4者	麓村新田雁潟213番ほか6筆 1.3ha
見附市	4者	庄川平町297番2ほか25筆 7.6ha
魚沼市	4者	上原屋敷割172番2ほか106筆 12.2ha
南魚沼市	2者	三郎丸下島1153番ほか17筆 2.8ha
十日町市	3者	水口沢1066番ほか11筆 2.3ha
津南町	1者	赤沢10614番ほか10筆 1.4ha
上越市	19者	野尻大西588番1ほか270筆 42.1ha
糸魚川市	9者	中林角地64番ほか209筆 22.3ha

佐渡市	29者	加茂歌代南の又4979番ほか126筆 16.9ha
合計	298者	3,672筆 348.1ha

- 2 認可年月日
令和2年12月25日

◎新潟県告示第1351号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。
令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域
新潟県一円
- 3 実施の期日
令和2年12月26日から令和3年3月31日まで
- 4 実施の対象となる家きんの種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の鶏、きじ、あひるを飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場
- 5 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布する

◎新潟県告示第1352号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
東蒲原郡漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町両郷乙555
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、<u>濁川漁業協同組合</u>、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p>

第8条 (略)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合 新潟市中央区西堀通4番町259-58

阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町津川2105-6
阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52

組合が委託する釣具店等

(釣堀的漁場)

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2021年1月1日から2021年12月31日まで
の期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略)	(略)
新潟市大形地区漁業協同組合	<u>新潟市中央区西堀通4番地259-58</u>
東蒲原郡漁業協同組合	<u>東蒲原郡阿賀町津川2105-6</u>
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年月日
至	年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	

第8条 (略)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合 新潟市東区津島屋3丁目48

濁川漁業協同組合 新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52

組合が委託する釣具店等

(釣堀的漁場)

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2020年1月1日から2020年12月31日まで
の期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略)	(略)
新潟市大形地区漁業協同組合	<u>新潟市東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
東蒲原郡漁業協同組合	<u>東蒲原郡阿賀町両郷乙555</u>
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	平成 年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年月日
至	平成 年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>濁川漁業協同組合</u> 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	

発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【年券】	表
No. 年度 遊漁承認証 (略)	
承認期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【日券】	表
遊漁承認証 1日券 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【もくずがに券】	表
No. 年度 遊漁承認証 (略)	
承認期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
別記様式第2号	
【漁場監視員証】	表
No. 漁場監視員証 (略)	

発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【年券】	表
No. 平成 年度 遊漁承認証 (略)	
承認期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【日券】	表
遊漁承認証 1日券 平成 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
【もくずがに券】	表
No. 平成 年度 遊漁承認証 (略)	
承認期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)	
発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	
裏 (略)	
別記様式第2号	
【漁場監視員証】	表
No. 漁場監視員証 (略)	

有効期限 自 年 月 日 至 年 月 日 年 月 日 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)	有効期限 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 平成 年 月 日 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)
--	--

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 令和3年1月1日

◎新潟県告示第1353号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
 松浜内水面漁業協同組合
 新潟市北区松浜7丁目3641番地
- 2 漁業権の免許番号
 内共第8号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
(目的) 第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市中央区西堀通4番町259-58</u>	(目的) 第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、 <u>濁川漁業協同組合</u> 、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市東区津島屋3丁目48</u>

阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4
 東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町津川2105-6
 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52
 組合が委託する釣具店等

(釣堀的漁場)

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2021年1月1日から2021年12月31日までの期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略)	(略)
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番地259-58
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105-6
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年 月 日
至	年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【年券】 表

No.	年度
遊漁承認証	
(略)	

濁川漁業協同組合 新潟市北区松浜新町21-21
 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4
 東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町両郷乙555
 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52
 組合が委託する釣具店等

(釣堀的漁場)

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2020年1月1日から2020年12月31日までの期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略)	(略)
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	平成 年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年 月 日
至	平成 年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【年券】 表

No.	平成 年度
遊漁承認証	
(略)	

承認期間 自 年 月 日
 至 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証
 1日券
 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【もくずがに券】 表

No.
 年度
 遊漁承認証
 (略)
 承認期間 自 年 月 日
 至 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 表

No.
 漁場監視員証
 (略)
 有効期限 自 年 月 日
 至 年 月 日
 年 月 日
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

承認期間 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証
 1日券
 平成 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【もくずがに券】 表

No.
 平成 年度
 遊漁承認証
 (略)
 承認期間 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
 魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 表

No.
 漁場監視員証
 (略)
 有効期限 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
 平成 年 月 日
 発行者
 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)	裏 (略)
-------	-------

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1354号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
新潟市大形地区漁業協同組合
新潟市東区津島屋3丁目48番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市中央区西堀通4番町259-58</u> 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 東蒲原郡漁業協同組合 <u>東蒲原郡阿賀町津川2105-6</u> 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52 組合が委託する釣具店等</p> <p>(釣堀的漁場)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、<u>濁川漁業協同組合</u>、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市東区津島屋3丁目48</u> <u>濁川漁業協同組合</u> 新潟市北区松浜新町21-21 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 東蒲原郡漁業協同組合 <u>東蒲原郡阿賀町両郷乙555</u> 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52 組合が委託する釣具店等</p> <p>(釣堀的漁場)</p>

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2021年1月1日から2021年12月31日まで
の期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略) 新潟市大形地区漁業協 同組合	(略) 新潟市中央区西堀通4 番地259-58
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川 2105-6
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】

表

No.	
年度	
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年月日
至	年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域	(略)
発行者	
松浜内水面漁協協同組合	新潟市大形地区漁業 協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁 業協同組合
発行取扱者	阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【年券】

表

No.	
年度	
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年月日
至	年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域	(略)
発行者	
松浜内水面漁協協同組合	新潟市大形地区漁業 協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁 業協同組合
発行取扱者	阿賀野川漁業協同組合連合会

第13条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 期間 2020年1月1日から2020年12月31日ま
での期間

(4) ~ (6) (略)

(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略) 新潟市大形地区漁業協 同組合 濁川漁業協同組合	(略) 新潟市東区津島屋3丁 目48 新潟市北区松浜新町 21-21
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】

表

No.	
年度	平成
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年月日
至	平成 年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域	(略)
発行者	
松浜内水面漁協協同組合	新潟市大形地区漁業 協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協 同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者	阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【年券】

表

No.	
年度	平成
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年月日
至	平成 年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域	(略)
発行者	
松浜内水面漁協協同組合	新潟市大形地区漁業 協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協 同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者	阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証
1日券
年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【もくずがに券】 表

No.
年度
遊漁承認証
(略)
承認期間 自 年 月 日
至 年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 表

No.
漁場監視員証
(略)
有効期限 自 年 月 日
至 年 月 日
年 月 日
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証
1日券
平成 年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

【もくずがに券】 表

No.
平成 年度
遊漁承認証
(略)
承認期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略)
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 表

No.
漁場監視員証
(略)
有効期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
平成 年 月 日
発行者
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会

裏 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1355号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
阿賀野川漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町石間3881-4
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市中央区西堀通4番町259-58</u> 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 東蒲原郡漁業協同組合 <u>東蒲原郡阿賀町津川2105-6</u> 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52 組合が委託する釣具店等</p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 期間 <u>2021年1月1日から2021年12月31日まで</u> の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、<u>濁川漁業協同組合</u>、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641 新潟市大形地区漁業協同組合 <u>新潟市東区津島屋3丁目48</u> <u>濁川漁業協同組合</u> <u>新潟市北区松浜新町21-21</u> 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 東蒲原郡漁業協同組合 <u>東蒲原郡阿賀町両郷乙555</u> 阿賀野川漁業協同組合連合会 東蒲原郡阿賀町石間4335-52 組合が委託する釣具店等</p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 期間 <u>2020年1月1日から2020年12月31日まで</u> の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(県内共通遊漁券の承認等に関する事項)</p>

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略) 新潟市大形地区漁業協同組合	(略) 新潟市中央区西堀通4番地259-58
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105-6
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年月日
至	年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【年券】 表

No.	年度
遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	年月日
至	年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証	
1日券	
年月日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	

第14条 (略)

2 (略)

表ウ

組合名	住所
(略) 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合	(略) 新潟市東区津島屋3丁目48 新潟市北区松浜新町21-21
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
(略)	(略)

3 (略)

別記様式第1号

【年券】 表

No.	年度
平成 遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年月日
至	平成 年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【年券】 表

No.	年度
平成 遊漁承認証	
(略)	
承認期間 自	平成 年月日
至	平成 年月日
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	
発行者	
松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	
発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会	

裏 (略)

【日券】 表

遊漁承認証	
1日券	
平成 年月日	
魚種・遊漁期間～遊漁区域 (略)	

発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)
【もくずがに券】 表 No. 年度 遊漁承認証 (略) 承認期間 自 年 月 日 至 年 月 日 魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略) 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)
別記様式第2号 【漁場監視員証】 表 No. 漁場監視員証 (略) 有効期限 自 年 月 日 至 年 月 日 年 月 日 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)

発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)
【もくずがに券】 表 No. 平成 年度 遊漁承認証 (略) 承認期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 魚種・遊漁期間～遊漁期間・区域 (略) 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)
別記様式第2号 【漁場監視員証】 表 No. 漁場監視員証 (略) 有効期限 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 平成 年 月 日 発行者 松浜内水面漁協協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合 発行取扱者 阿賀野川漁業協同組合連合会 裏 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 令和3年1月1日

◎新潟県告示第1356号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
 五十嵐川漁業協同組合
 三条市高岡651
- 2 漁業権の免許番号
 内共第12号
- 3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第12条(3)期間の「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」を「令和3年1月1日から令和3年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1357号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号

- 2 漁業権の免許番号
内共第12号

- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)

第9条表中の「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」を「令和3年1月1日から令和3年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1358号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16

- 2 漁業権の免許番号
内共第12号

- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
-----	-----

(釣堀的漁場) 第9条 (略)				(釣堀的漁場) 第9条 (略)			
(略)	開設の期間	(略)	料金 (税抜き)	(略)	開設の期間	(略)	料金 (税抜き)
(略)	令和3年1月1日から 令和3年12月31日 まで	(略)	1日 2,500円 半日 1,400円	(略)	令和2年1月1日から 令和2年12月31日 まで	(略)	1日 2,450円
(略)	令和3年1月1日から 令和3年12月31日 まで	(略)	1日 2,500円 半日 1,400円	(略)	令和2年1月1日から 令和2年12月31日 まで	(略)	1日 2,450円
(略)	令和3年1月1日から 令和3年12月31日 まで	(略)	1日 2,500円 半日 1,400円	(略)	令和2年1月1日から 令和2年12月31日 まで	(略)	1日 2,450円

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1359号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
北信漁業協同組合
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前		
(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)			(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)		
魚種	承認期間	遊漁料	魚種	承認期間	遊漁料
(略)	1日	<u>1,200円</u>	(略)	1日	<u>1,000円</u>
	1年	<u>6,000円</u>		1年	<u>5,000円</u>
附 則 1 <u>この規則の変更は、令和3年3月1日から施行する。</u> <u>(行政庁の認可日 令和2年12月10日)</u>					

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年3月1日

◎新潟県告示第1360号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後				変更前			
(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)				(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)			
魚種	(略)	承認期間	遊漁料	魚種	(略)	承認期間	遊漁料
(略)	(略)	1日	<u>2,200円</u>	(略)	(略)	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>10,450円</u>			1年	<u>9,500円</u>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1361号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第22号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後				変更前			
(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)				(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)			
魚種	(略)	承認期間	遊漁料	魚種	(略)	承認期間	遊漁料
(略)	(略)	1日	<u>2,200円</u>	(略)	(略)	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>10,450円</u>			1年	<u>9,500円</u>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後				変更前			
(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)				(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)			
魚種	(略)	承認期間	遊漁料	魚種	(略)	承認期間	遊漁料
(略)	(略)	1日	<u>2,200円</u>	(略)	(略)	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>10,450円</u>			1年	<u>9,500円</u>
(釣堀的漁場) 第8条 (略) ア～イ (略) ウ 開設の期間 始期： <u>令和3年1月1日</u> 終期： <u>令和3年12月31日</u> エ～オ (略)				(釣堀的漁場) 第8条 (略) ア～イ (略) ウ 開設の期間 始期： <u>令和2年1月1日</u> 終期： <u>令和2年12月31日</u> エ～オ (略)			

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日

◎新潟県告示第1363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

- 2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準

◎新潟県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田屋戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字市野江字野田46番1から	新	6.5～15.0メートル	445.9メートル
同市大字市野江字野田86番3まで	旧	5.2～8.6メートル	445.9メートル

◎新潟県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 田屋戸野目線
- 2 供用開始の区間
上越市大字市野江字野田46番1から同市大字市野江字野田86番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

◎新潟県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字宮之窪字本村3310番1から	新	9.6～15.6メートル	47.2メートル
同市大字宮之窪字鴨クグリ1897番1まで	旧	8.6～12.4メートル	47.2メートル

◎新潟県告示第1367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字宮之窪字本村3310番1から同市大字宮之窪字鴨クグリ1897番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

◎新潟県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口中山字牛ヶ窪1638番2から	新	76.5～95.0メートル	68.3メートル
同市川口中山字牛ヶ窪1638番1まで	旧	76.5～95.0メートル	68.3メートル

◎新潟県告示第1369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間
長岡市川口中山字牛ヶ窪1638番2から同市川口中山字牛ヶ窪1638番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

◎新潟県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 法末真人線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字藤巻戊112番1から	新	30.0～36.4メートル	80.8メートル
同市真人町字藤巻戊113番7まで	旧	28.0～36.4メートル	80.8メートル

◎新潟県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 法末真人線
- 2 供用開始の区間
小千谷市真人町字藤巻戊112番1から同市真人町字藤巻戊113番7まで

3 供用開始の期日 令和2年12月25日

◎新潟県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
小千谷市大字川井字南ノ上4795番1から	新	27.0～39.2メートル	50.0メートル
同市大字川井字曲り坂4393番1まで	旧	25.0～39.2メートル	50.0メートル

◎新潟県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字川井字南ノ上4795番1から同市大字川井字曲り坂4393番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

◎新潟県告示第1374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第364号）を次のとおり解除する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上川(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第365号）の指定を解除する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上川(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上川(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
柏崎市荒浜一丁目3番17号
株式会社アール・ケー・イー
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和2年12月18日

◎新潟県告示第1378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立植物園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎58番地
国際総合学園・都市緑花センターグループ
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター
学校法人国際総合学園
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定年月日

令和2年12月18日

◎新潟県告示第1379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県柏崎マリーナ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
柏崎市東の輪町8番18号
株式会社柏崎マリン開発
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和2年12月18日

公 告

決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和元年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和元年度新潟県債管理特別会計ほか13特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 令和元年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

令和元年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	253,120,000,000	253,277,756,241	157,756,241
第1項 県民税	68,318,000,000	68,423,413,161	105,413,161
第2項 事業税	59,934,000,000	59,969,285,486	35,285,486
第3項 地方消費税	56,282,000,000	56,282,284,202	284,202
第4項 不動産取得税	4,739,000,000	4,749,997,570	10,997,570
第5項 県たばこ税	2,343,000,000	2,343,220,014	220,014
第6項 ゴルフ場利用税	537,000,000	536,945,810	△ 54,190
第7項 自動車取得税	1,972,000,000	1,972,003,700	3,700
第8項 軽油引取税	23,012,000,000	23,011,853,580	△ 146,420
第9項 自動車税	32,298,000,000	32,304,213,248	6,213,248
第10項 鉱区税	42,000,000	41,762,100	△ 237,900
第11項 狩猟税	12,000,000	11,812,800	△ 187,200
第12項 核燃料税	3,460,000,000	3,460,042,000	42,000
第13項 産業廃棄物税	171,000,000	170,922,570	△ 77,430
第2款 地方消費税清算金	82,562,000,000	82,562,113,976	113,976
第1項 地方消費税清算金	82,562,000,000	82,562,113,976	113,976
第3款 地方譲与税	41,391,554,000	41,391,553,500	△ 500
第1項 地方法人特別譲与税	37,118,904,000	37,118,904,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,814,568,000	3,814,568,000	
第3項 石油ガス譲与税	210,658,000	210,658,000	
第4項 自動車重量譲与税	173,518,000	173,518,000	
第5項 森林環境譲与税	70,894,000	70,894,000	
第6項 航空機燃料譲与税	3,010,000	3,010,000	
第7項 地方道路譲与税	2,000	1,500	△ 500
第4款 地方特例交付金	2,301,387,000	2,301,387,000	
第1項 地方特例交付金	1,110,849,000	1,110,849,000	
第2項 子ども・子育て支援臨時交付金	1,190,538,000	1,190,538,000	
第5款 地方交付税	240,021,906,000	240,021,906,000	
第1項 地方交付税	240,021,906,000	240,021,906,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	391,237,000	391,237,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	391,237,000	391,237,000	
第7款 分担金及び負担金	9,536,094,000	7,703,025,938	△ 1,833,068,062
第1項 分担金	3,125,028,000	2,339,222,593	△ 785,805,407
第2項 負担金	6,411,066,000	5,363,803,345	△ 1,047,262,655
第8款 使用料及び手数料	15,024,441,000	14,823,640,320	△ 200,800,680
第1項 使用料	11,160,292,000	11,136,251,174	△ 24,040,826
第2項 手数料	3,864,149,000	3,687,389,146	△ 176,759,854
第9款 国庫支出金	210,721,305,000	152,048,744,024	△ 58,672,560,976
第1項 国庫負担金	28,992,987,000	28,865,408,249	△ 127,578,751
第2項 国庫補助金	178,947,025,000	120,522,360,920	△ 58,424,664,080
第3項 委託金	2,781,293,000	2,660,974,855	△ 120,318,145
第10款 財産収入	2,974,000,000	2,509,148,312	△ 464,851,688
第1項 財産運用収入	656,470,000	644,761,948	△ 11,708,052
第2項 財産売却収入	2,317,530,000	1,864,386,364	△ 453,143,636
第11款 寄附金	529,234,000	523,085,468	△ 6,148,532
第1項 寄附金	529,234,000	523,085,468	△ 6,148,532
第12款 繰入金	61,202,217,000	60,424,487,566	△ 777,729,434
第1項 特別会計繰入金	4,754,602,000	4,751,127,035	△ 3,474,965
第2項 基金繰入金	56,447,615,000	55,673,360,531	△ 774,254,469
第13款 諸収入	64,471,851,000	64,309,389,896	△ 162,461,104
第1項 延滞金加算金及び過料等	239,710,000	228,615,029	△ 11,094,971
第2項 利子収入	7,934,000	7,935,207	1,207
第3項 公営企業貸付金収入	13,831,103,000	13,831,103,000	
第4項 貸付金収入	28,317,394,000	28,279,081,441	△ 38,312,559
第5項 受託事業収入	12,603,065,000	11,638,613,298	△ 964,451,702
第6項 収益事業収入	2,768,877,000	3,230,937,240	462,060,240
第7項 利子割精算金収入		3	3
第8項 雑入	6,703,768,000	7,093,104,678	389,336,678
第14款 県債	330,362,000,000	282,890,000,000	△ 47,472,000,000
第1項 県債	330,362,000,000	282,890,000,000	△ 47,472,000,000
第15款 繰越金	19,949,608,000	19,949,608,063	63
第1項 繰越金	19,949,608,000	19,949,608,063	63
歳入合計	1,334,558,834,000	1,225,127,083,304	△ 109,431,750,696

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,367,300,000	1,356,299,004		11,000,996
第1項 議会費	1,367,300,000	1,356,299,004		11,000,996
第2款 総務費	65,630,614,000	64,745,197,830	534,282,000	351,134,170
第1項 政策費	3,821,508,000	3,731,719,377	25,460,000	64,328,623
第2項 総務管理費	50,720,459,000	50,014,191,928	508,677,000	197,590,072
第3項 統計調査費	691,056,000	660,725,534		30,330,466
第4項 徴税費	7,336,383,000	7,311,911,259		24,471,741
第5項 市町村振興費	970,201,000	968,946,152	145,000	1,109,848
第6項 選挙費	1,691,319,000	1,660,263,090		31,055,910
第7項 人事委員会費	147,094,000	145,849,721		1,244,279
第8項 監査委員費	252,594,000	251,590,769		1,003,231
第3款 県民生活・環境費	10,634,453,000	9,949,337,907	339,351,000	345,764,093
第1項 県民生活管理費	4,988,788,000	4,878,413,156	2,000,000	108,374,844
第2項 防災費	4,074,162,000	3,591,458,419	329,663,000	153,040,581
第3項 環境企画費	539,666,000	511,446,769	7,688,000	20,531,231
第4項 環境対策費	314,116,000	294,202,744		19,913,256
第5項 廃棄物対策費	717,721,000	673,816,819		43,904,181
第4款 福祉保健費	170,810,331,000	168,636,247,508	1,331,446,000	842,637,492
第1項 福祉保健費	26,026,249,860	25,858,248,724	64,359,000	103,642,136
第2項 国保・福祉指導費	44,075,049,000	44,070,421,282		4,627,718
第3項 医務薬事費	7,663,691,763	7,431,952,874	65,390,000	166,348,889
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,734,574,474	1,662,421,294		72,153,180
第5項 高齢福祉保健費	39,903,345,000	39,335,176,275	419,601,000	148,567,725
第6項 健康対策費	5,182,305,129	5,049,304,838	334,000	132,666,291
第7項 生活衛生費	3,368,323,774	3,093,024,732	224,789,000	50,510,042
第8項 障害福祉費	21,693,398,000	21,041,466,192	555,520,000	96,411,808
第9項 児童家庭費	2,675,834,000	2,626,314,149	766,000	48,753,851
第10項 少子化対策費	18,487,560,000	18,467,917,148	687,000	18,955,852
第5款 労働費	2,308,284,000	2,067,136,672		241,147,328
第1項 労働委員会費	128,733,000	126,887,283		1,845,717
第2項 労政雇用費	441,278,000	364,414,686		76,863,314
第3項 職業能力開発費	1,738,273,000	1,575,834,703		162,438,297
第6款 産業費	41,621,449,000	40,435,271,339	65,242,000	1,120,935,661
第1項 産業政策費	2,005,968,000	1,664,523,355		341,444,645
第2項 創業・経営支援費	25,211,926,000	24,962,158,158	15,000,000	234,767,842
第3項 産業振興費	2,363,999,000	2,175,052,478	24,654,000	164,292,522
第4項 商業・地場産業振興費	250,706,000	207,188,343		43,517,657
第5項 産業立地費	9,983,197,000	9,699,553,795		283,643,205
第6項 観光費	1,805,653,000	1,726,795,210	25,588,000	53,269,790
第7款 農林水産業費	129,126,182,000	93,671,455,196	34,112,932,000	1,341,794,804
第1項 農業総務費	4,249,691,000	3,735,425,318	219,791,000	294,474,682
第2項 地域農政推進費	7,068,739,000	4,877,749,279	1,599,176,000	591,813,721
第3項 農産園芸費	1,363,891,000	1,239,211,716	90,089,000	34,590,284
第4項 経営普及費	3,503,232,000	3,443,622,068		59,609,932
第5項 食品・流通費	325,643,000	312,541,733		13,101,267
第6項 畜産業費	950,857,000	929,358,762		21,498,238
第7項 水産業費	6,567,187,000	4,438,460,866	2,089,034,000	39,692,134
第8項 林業費	17,872,963,000	12,967,123,516	4,819,451,000	86,388,484
第9項 農地管理費	5,700,869,000	5,198,973,803	492,269,000	9,626,197
第10項 農地基盤整備費	79,647,097,000	54,822,970,728	24,638,469,000	185,657,272
第11項 農地計画費	1,876,013,000	1,706,017,407	164,653,000	5,342,593
第8款 土木費	237,033,600,000	177,020,793,085	57,984,285,000	2,028,521,915
第1項 土木管理費	11,972,226,000	11,172,438,121	619,090,000	180,697,879
第2項 道路橋りょう費	104,838,060,000	77,054,484,834	27,376,836,000	406,739,166
第3項 河川海岸費	57,590,737,000	39,595,872,069	17,006,404,000	988,460,931
第4項 砂防費	21,159,314,000	14,650,959,575	6,343,167,000	165,187,425
第5項 都市計画費	9,370,838,000	6,412,845,437	2,902,926,000	55,066,563
第6項 建築費	17,973,835,000	16,797,654,540	1,167,148,000	9,032,460
第7項 交通政策費	2,358,798,000	2,300,081,671	18,917,000	39,799,329
第8項 港湾振興費	434,872,000	284,207,037	69,911,000	80,753,963
第9項 港湾費	10,728,909,000	8,253,186,623	2,430,687,000	45,035,377
第10項 空港費	606,011,000	499,063,178	49,199,000	57,748,822
第9款 警察費	52,652,232,000	52,216,275,244	114,173,000	321,783,756
第1項 警察管理費	48,596,191,000	48,311,688,573	56,192,000	228,310,427
第2項 警察行政費	4,056,041,000	3,904,586,671	57,981,000	93,473,329

第10款	教育費	180,250,184,000	175,348,170,919	4,181,082,000	720,931,081
第1項	教育総務費	10,444,264,000	8,693,610,432	1,711,032,000	39,621,568
第2項	小中学校費	86,949,408,000	86,801,630,136		147,777,864
第3項	高等学校費	48,252,055,000	46,933,969,073	1,062,718,000	255,367,927
第4項	特別支援学校費	19,931,799,000	18,547,282,012	1,272,131,000	112,385,988
第5項	生徒指導費	434,297,000	405,991,850		28,305,150
第6項	生涯学習推進費	531,507,000	458,427,731	61,986,000	11,093,269
第7項	文化行政費	2,428,320,000	2,396,891,823	7,948,000	23,480,177
第8項	保健体育費	406,841,000	358,364,515		48,476,485
第9項	私学教育振興費	9,428,029,000	9,375,095,675		52,933,325
第10項	大学費	1,443,664,000	1,376,907,672	65,267,000	1,489,328
第11款	災害復旧費	20,474,890,000	7,927,118,963	12,192,023,000	355,748,037
第1項	農林水産施設災害復旧費	3,333,169,000	1,331,331,381	1,977,902,000	23,935,619
第2項	土木施設災害復旧費	17,028,449,000	6,580,738,742	10,116,610,000	331,100,258
第3項	社会福祉施設災害復旧費	1,768,000	1,093,000		675,000
第4項	県民生活施設災害復旧費	105,726,000	8,177,840	97,511,000	37,160
第5項	教育施設災害復旧費	5,778,000	5,778,000		
第12款	県債費	300,998,852,000	300,998,839,224		12,776
第1項	県債費	300,998,852,000	300,998,839,224		12,776
第13款	諸支出金	121,581,056,000	121,561,516,893		19,539,107
第1項	公営企業貸付金	13,831,103,000	13,831,103,000		
第2項	雑支出	2,471,590,000	2,452,061,790		19,528,210
第3項	地方消費税清算金	54,090,554,000	54,090,553,976		24
第4項	利子割交付金	208,362,000	208,362,000		
第5項	配当割交付金	1,067,417,000	1,067,417,000		
第6項	株式等譲渡所得割交付金	577,961,000	577,961,000		
第7項	分離課税所得割交付金	128,229,000	128,229,000		
第8項	地方消費税交付金	41,786,688,000	41,786,688,000		
第9項	ゴルフ場利用税交付金	371,799,000	371,798,189		811
第10項	自動車取得税交付金	1,374,878,000	1,374,877,749		251
第11項	環境性能割交付金	383,660,000	383,652,096		7,904
第12項	軽油引取税交付金	5,288,814,000	5,288,813,092		908
第13項	利子割精算金	1,000	1		999
第14款	予備費	69,407,000			69,407,000
第1項	予備費	69,407,000			69,407,000
	歳出合計	1,334,558,834,000	1,215,933,659,784	110,854,816,000	7,770,358,216

歳入歳出差引残額

9,193,423,520円

令和元年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	230,754,838,000	230,754,836,388	△ 1,612
第1項 繰入金	230,754,838,000	230,754,836,388	△ 1,612
歳入合計	230,754,838,000	230,754,836,388	△ 1,612

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	230,754,838,000	230,754,836,388		1,612
第1項 県債費	230,754,838,000	230,754,836,388		1,612
歳出合計	230,754,838,000	230,754,836,388		1,612

歳入歳出差引残額 0円

令和元年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	1,970,997,000	3,553,947,007	1,582,950,007
第1項 諸収入	463,595,000	1,155,717,124	692,122,124
第2項 繰越金	1,507,402,000	2,398,229,883	890,827,883
歳入合計	1,970,997,000	3,553,947,007	1,582,950,007

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	1,970,997,000	1,833,908,789		137,088,211
第1項 貸付事業費	507,402,000	380,314,345		127,087,655
第2項 貸付債権活用事業費	463,595,000	453,594,444		10,000,556
第3項 繰出金	1,000,000,000	1,000,000,000		
歳出合計	1,970,997,000	1,833,908,789		137,088,211

歳入歳出差引残額 1,720,038,218円

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	1,219,611,000	1,219,747,642	136,642
第1項 国庫支出金	5,977,000	5,977,957	957
第2項 財産収入	174,000	173,098	△ 902
第3項 寄附金	3,790,000	3,790,000	
第4項 繰入金	264,917,000	264,912,909	△ 4,091
第5項 諸収入	160,961,000	160,941,348	△ 19,652
第6項 県債	678,000,000	678,000,000	
第7項 分担金及び負担金	89,531,000	89,690,480	159,480
第8項 繰越金	16,261,000	16,261,850	850
歳入合計	1,219,611,000	1,219,747,642	136,642

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	1,219,611,000	1,200,444,733		19,166,267
第1項 災害救助費	898,290,000	879,128,326		19,161,674
第2項 基金積立金	60,332,000	60,330,141		1,859
第3項 県債費	66,675,000	66,672,266		2,734
第4項 繰出金	194,314,000	194,314,000		
第2款 予備費				
歳出合計	1,219,611,000	1,200,444,733		19,166,267

歳入歳出差引残額 19,302,909円

令和元年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	193,493,611,000	192,890,700,725	△ 602,910,275
第1項 分担金及び負担金	54,128,526,000	54,128,526,026	26
第2項 国庫支出金	52,627,338,000	53,503,136,621	875,798,621
第3項 財産収入	620,000	735,911	115,911
第4項 繰入金	12,710,894,000	11,229,011,437	△ 1,481,882,563
第5項 諸収入	72,053,192,000	72,056,249,399	3,057,399
第6項 繰越金	1,973,041,000	1,973,041,331	331
歳入合計	193,493,611,000	192,890,700,725	△ 602,910,275

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	193,493,611,000	191,803,897,771		1,689,713,229
第1項 総務費	3,935,000	3,663,166		271,834
第2項 事業費	190,888,868,000	189,199,428,177		1,689,439,823
第3項 基金積立金	620,000	619,299		701
第4項 諸支出金	2,600,188,000	2,600,187,129		871
歳出合計	193,493,611,000	191,803,897,771		1,689,713,229

歳入歳出差引残額 1,086,802,954円

令和元年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	372,232,000	448,090,133	75,858,133
第1項 繰入金	36,119,000	36,119,000	
第2項 諸収入	221,167,000	251,142,958	29,975,958
第3項 繰越金	114,946,000	160,828,175	45,882,175
歳入合計	372,232,000	448,090,133	75,858,133

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	372,232,000	314,027,163		58,204,837
第1項 貸付事業費	372,232,000	314,027,163		58,204,837
歳出合計	372,232,000	314,027,163		58,204,837

歳入歳出差引残額 134,062,970円

令和元年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	8,010,000	7,998,875	△ 11,125
第1項 財産収入	64,000	63,875	△ 125
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	7,935,000	7,935,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	8,010,000	7,998,875	△ 11,125

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	8,010,000	7,998,875		11,125
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	7,999,000	7,998,875		125
歳出合計	8,010,000	7,998,875		11,125

歳入歳出差引残額 0円

令和元年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	574,713,000	879,061,863	304,348,863
第1項 繰入金	5,874,000	5,874,000	
第2項 諸収入	371,673,000	425,759,939	54,086,939
第3項 県債	45,000,000	23,631,000	△ 21,369,000
第4項 繰越金	152,166,000	423,796,924	271,630,924
歳入合計	574,713,000	879,061,863	304,348,863

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	574,713,000	517,183,651		57,529,349
第1項 貸付事業費	158,985,000	112,058,967		46,926,033
第2項 県債費	243,560,000	236,430,832		7,129,168
第3項 繰出金	172,168,000	168,693,852		3,474,148
歳出合計	574,713,000	517,183,651		57,529,349

歳入歳出差引残額 361,878,212円

令和元年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,275,000	501,208,277	378,933,277
第1項 繰入金	125,000	125,000	
第2項 諸収入	70,000	13,568,191	13,498,191
第3項 繰越金	122,080,000	487,515,086	365,435,086
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	133,496,000	109,115,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	75,625,000	65,250,000	△ 10,375,000
第2項 県債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	15,865,068	994,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	257,871,000	628,323,345	370,452,345

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,225,000	28,556,215		93,668,785
第1項 貸付事業費	122,225,000	28,556,215		93,668,785
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	118,625,000	88,625,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 県債費	32,625,000	32,625,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	257,871,000	117,181,215		140,689,785

歳入歳出差引残額 511,142,130円

令和元年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,080,000	365,712,779	284,632,779
第1項 繰入金	156,000	156,000	
第2項 諸収入	61,000	12,502,730	12,441,730
第3項 繰越金	80,863,000	353,054,049	272,191,049
歳入合計	81,080,000	365,712,779	284,632,779

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,030,000	788,547		80,241,453
第1項 貸付事業費	81,030,000	788,547		80,241,453
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	81,080,000	788,547		80,291,453

歳入歳出差引残額 364,924,232円

令和元年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	176,698,000	148,438,671	△ 28,259,329
第1項 国庫支出金	65,863,000	35,663,088	△ 30,199,912
第2項 財産収入	13,163,000	10,185,854	△ 2,977,146
第3項 繰入金	90,599,000	90,599,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	4,073,000	8,871,529	4,798,529
第6項 寄附金	3,000,000	3,000,000	
第7項 諸収入		119,200	119,200
歳入合計	176,698,000	148,438,671	△ 28,259,329

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	175,698,000	136,392,276	32,818,000	6,487,724
第1項 事業費	85,724,000	46,418,802	32,818,000	6,487,198
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	176,698,000	136,392,276	32,818,000	7,487,724

歳入歳出差引残額 12,046,395円

令和元年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	732,402,000	601,400,970	△ 131,001,030
第1項 財産収入	150,000,000	150,000,000	
第2項 県債	582,200,000	451,200,000	△ 131,000,000
第3項 繰入金	137,000	137,000	
第4項 繰越金	65,000	63,970	△ 1,030
歳入合計	732,402,000	601,400,970	△ 131,001,030

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	732,384,000	601,251,001	131,083,000	49,999
第1項 事業費	582,384,000	451,251,001	131,083,000	49,999
第2項 県債費	150,000,000	150,000,000		
第2款 予備費	18,000			18,000
第1項 予備費	18,000			18,000
歳出合計	732,402,000	601,251,001	131,083,000	67,999

歳入歳出差引残額 149,969円

令和元年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	358,036,000	358,035,308	△ 692
第1項 財産収入	356,121,000	356,120,308	△ 692
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
歳入合計	358,036,000	358,035,308	△ 692

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	358,036,000	358,035,308		692
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	356,121,000	356,120,308		692
歳出合計	358,036,000	358,035,308		692

歳入歳出差引残額 0円

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	16,002,314,000	13,230,860,373	△ 2,771,453,627
第1項 分担金及び負担金	5,154,001,000	5,114,152,316	△ 39,848,684
第2項 使用料及び手数料	431,000	436,916	5,916
第3項 国庫支出金	4,547,989,000	2,503,844,197	△ 2,044,144,803
第4項 財産収入	957,000	1,602,248	645,248
第5項 繰入金	2,037,901,000	2,037,901,000	
第6項 諸収入	257,762,000	258,853,686	1,091,686
第7項 県債	3,112,000,000	2,422,800,000	△ 689,200,000
第8項 繰越金	891,273,000	891,270,010	△ 2,990
歳入合計	16,002,314,000	13,230,860,373	△ 2,771,453,627

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	15,575,259,000	12,100,761,134	3,239,651,000	234,846,866
第1項 管理費	3,792,458,000	3,767,604,610		24,853,390
第2項 建設費	8,121,077,000	4,671,434,171	3,239,651,000	209,991,829
第3項 県債費	3,639,584,000	3,639,582,353		1,647
第4項 災害復旧費	22,140,000	22,140,000		
第2款 予備費	427,055,000			427,055,000
第1項 予備費	427,055,000			427,055,000
歳出合計	16,002,314,000	12,100,761,134	3,239,651,000	661,901,866

歳入歳出差引残額 1,130,099,239円

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	3,447,145,000	3,422,146,189	△ 24,998,811
第1項 使用料及び手数料	1,120,510,000	1,157,522,243	37,012,243
第2項 国庫支出金			
第3項 財産収入	200,791,000	200,243,335	△ 547,665
第4項 繰入金	349,520,000	349,520,000	
第5項 諸収入	13,831,000	12,966,617	△ 864,383
第6項 県債	1,667,000,000	1,606,400,000	△ 60,600,000
第7項 繰越金	95,493,000	95,493,994	994
歳入合計	3,447,145,000	3,422,146,189	△ 24,998,811

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	3,446,992,000	3,306,472,939	85,863,000	54,656,061
第1項 事業費	1,855,860,000	1,715,352,939	85,863,000	54,644,061
第2項 県債費	1,591,132,000	1,591,120,000		12,000
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	3,447,145,000	3,306,472,939	85,863,000	54,809,061

歳入歳出差引残額 115,673,250円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、おおむね適正と認められるものの、次の意見のとおり改善努力が求められる。

審査の意見

令和元年度一般会計決算額は、歳入では、県税や地方交付税などが減少する中、財源対策的基金*の整理・統合により繰入金が増加し、前年度比2.6パーセント増の1兆2,251億2,708万円となり、歳出では、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関連事業の実施等による普通建設事業の増加及び基金への積立金の増加などにより、前年度比3.5パーセント増の1兆2,159億3,366万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、財源対策的基金及び県債管理基金（公債費調整分）を115億1,312万円取り崩した上で7億1,715万円の黒字となっている。

実質単年度収支は、財源対策的基金の整理・統合に伴う基金の積立・取崩を行い、312億2,097万円の黒字となったが、これは財政調整基金以外の財源対策的基金を取り崩し、財政調整基金に積み立て直したことによる特殊な増減要因であることから、実質的な財政状況を表すため、財源対策的基金全体の積立・取崩を用いて算出すると、75億5,548万円の赤字となっており、同様の計算による平成30年度の赤字額37億2,209万円と比較して赤字幅が拡大している。

また、令和元年度における14の特別会計決算額は、県債管理特別会計の決算額が増加したことなどにより、歳入合計額で前年度比9.2パーセント増の4,485億930万円、歳出合計額では前年度比9.7パーセント増の4,430億5,318万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は95.9パーセントで前年度に比べ0.8ポイント減少し改善した一方、実質公債費比率については16.6パーセントと前年度に比べ0.7ポイント増加し、悪化している。

県債残高は、2兆4,356億円で前年度比7,731万円減少しているものの、県民1人当たりの県債残高は110万4千円で前年度比1万1千円増加している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,376億円で前年度比36億円減少しているが、県民1人当たりの県債残高は78万8千円で前年度比6千円増加している。

*財源対策的基金…財政調整基金、県債管理基金（財源対策的基金分）、社会文化施設等整備基金、土地基金、美術品取得基金、地域振興基金、土地改良負担金総合償還対策基金、地域福祉基金

財政調整基金などの財源対策的基金残高は、70億円減少し381億円となっている。

県は、令和元年10月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、歳出歳入改革の取組を進めており、令和2年9月に公表された「中期財政収支見通し（仮試算）」によれば、「地方一般財源総額の実質同水準ルール」により、税収減が交付税によって措置された場合、財源対策的基金は大規模災害時に対応可能となる230億円を令和7年度までは確保できる見通しとなった。しかしながら、今後も歳出が歳入を上回ることが見込まれており、本県財政は依然として憂慮すべき状況にある。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられるとされており、また「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は新型コロナウイルス感染拡大による国内外経済の停滞が与える影響などから、厳しい状況にあるものの、一部で持ち直しの動きがみられるとされている。しかしながら、感染症が企業業績等に与える影響は不透明で、県税収入の減少も懸念されるところであり、本県の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるといえる。

以上のことから、「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、歳出歳入改革の取組を着実に進め、事業効果の検証を確実にを行い、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも留意しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

また、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

1 人口減少問題への対応と活力ある産業の創出

人口減少問題は、本県にとって喫緊かつ最大の課題である。

本県はこれまで、自然減や社会減を抑制するための様々な取組を進めてきたが、人口減少に歯止めがかかっていない現状にある。

こうした中、令和元年度には人口減少対策ワーキングチームにおいて議論が重ねられ、若者の転出が社会減の大きな要因となっており、特に男性よりも女性の転出超過が多くなっていること、また、若者の転出超過が出生数の減少にも影響を与えていることを踏まえ、「若者（特に女性）の県内定着、U・Iターン促進」が取組の重点テーマとして設定されたところである。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染拡大が多方面に甚大な影響をもたらしており、人口の過度の集中が大きなりリスクであることが認識され、テレワークや遠隔教育などリモートサービスの活用・定着が進み始めたことにより、働き方を変えたり、地方移住を前向きに考えるという気運が増してきている。

こうした新たな動きを契機と捉え、若者や地方移住を考える県外居住者に選ばれる地域を目指し、県民の所得水準や暮らしやすさの向上、若者が魅力を感じる多様な働

く場の確保、安心して子どもを産み育てる環境づくりなどの取組を一層進められたい。

加えて、起業・創業を支援する取組の成果としてITに関連した新規創業の成功事例が近年見られる。また、民間事業者等による創業希望者等の交流の場も県内各地に設置されている。

新潟県の魅力をより高める起業家が次々に生まれ育つよう、関係機関・団体などと連携しながら、起業・創業を支援する取組を一層推進されたい。

本県の人口減少問題対策については、部局横断的な政策の推進体制を強化するため、令和2年度から知事政策局が中心となって推進する体制へ見直しがなされたところである。引き続き、関係部局が一体となり、効果的な取組に努められたい。

2 持続可能な地域医療の推進

本県においては、これまで、限られた医療資源の中、関係者の努力により地域医療の維持が図られてきた。しかし、人口減少に伴う患者数の減少や医師の働き方改革による影響が見込まれる中、医療の質を確保していくため、医療機能の役割分担や集約化等医療再編の議論が進められているところである。今後は、各疾病分野のワーキンググループにおいて、診療実績のデータ等を踏まえて、あるべき医療提供体制についての議論を進め、その結果に基づき、各地域医療構想調整会議を通じて、各圏域内の医療機関に割り振られた機能に応じた体制の整備を議論するなど、役割分担を明確化した具体的な医療再編について、早急に議論を進めることを検討されたい。

また、県内の医師数については、これまでの医師確保の取組により着実に増えているが、医師偏在指標で全国47位になるなど、本県の医師不足は依然として深刻な状況である。引き続き臨床研修医及び専攻医の確保や勤務環境の改善等に取り組むとともに、国に対して制度改善等を働きかけるなど、医師の養成とその確保に一層努められたい。

3 県民の命と暮らしを守る防災減災対策

近年多発する自然災害に対し、インフラ等の機能維持を基本的な考え方とした国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関連事業が平成30年度から実施され、令和元年東日本台風では、県内でも被害があったが、河床掘削や伐木などにより被害軽減に効果を発揮した。

今後も対策が必要な箇所が多数存在するため、国に対し必要な予算措置を要望しつつ、災害リスクの高い箇所を優先し対策を継続されたい。あわせて、防災減災対策の更なる推進のためには、県民の理解と協力が不可欠であることから、被害軽減の効果を積極的に発信されたい。

また、県内において防災減災に対応する建設業許可業者数及び建設業就業者数が減

少する中、建設業者が地域の守り手として活躍し続けやすい環境整備が必要である。このため、建設産業の持続的な経営の支援に引き続き取り組まれない。

災害による被害を防止する重要な役割を担っているインフラ施設及び公共施設は、適切な維持管理が行われなければ機能不全等に陥り、県民生活に多大な影響を及ぼし、事故や災害を引き起こすおそれがあることから、本来施設が持つ能力を十分発揮できる状態に保つことが重要である。

多くの施設が老朽化する中、これらの施設の効果的、効率的な管理を行い、県民の命と暮らしを守る防災減災対策を一層推進されたい。

4 園芸拡大の積極的な取組

農林水産省の生産農業所得統計によると、本県の平成30年の農業産出額は2,462億円で、前年より一つ順位を落とし全国13位となった。近隣では、園芸の産出額が増加した県がある中、本県は減少傾向にあり、農業産出額が伸び悩む一因になっていると考えられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年7月に、販売額が1億円以上となる産地数を倍増させることなどを目標として、「新潟県園芸振興基本戦略」が策定された。

現在、県内各地で特性や優位性を有する品目を選定するとともに、集出荷施設を整備するなど、産地全体で儲かる農業を実現するための取組が始められたところである。

また、生産基盤の整備については、園芸導入計画を策定した上で、農地の大区画化や水田の汎用化を推進し、稲作経営体が新たに園芸へ参入する環境を整備することで、大規模園芸産地の創出を後押ししている。

引き続き、県をはじめ関係機関・団体が一体となって産地の機運を盛り上げ、生産拡大と品質向上を図りつつ、消費者に届く効果的な情報発信を行えるよう、積極的に取り組まれない。

なお、令和2年度から内部統制制度が導入され、行政文書の紛失や個人情報の漏えいなどの重要なリスクを明文化して組織的に取り組む体制が整えられたことから、着実な実施に取り組まれない。あわせて、働き方改革として、時間外勤務の上限や休暇取得の下限について法令を順守することはもとより、職員がそれぞれの力を発揮することでやりがいを感じられるような環境づくりに取り組まれない。

最後に、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初の感染例が確認され、国、県、関係機関等が連携して対応に当たってきたところである。

今後も感染の拡大が懸念されるため、引き続き、国や関係機関等と緊密に連携を図りながら、検査体制の強化、医療提供体制の整備等、感染拡大防止に向け、万全の対応に努められたい。

また、県内産業では様々な業種において経営の安定に支障が生じているため、回復に遅れがみられる業界等に対する需要喚起や新しい生活様式へ対応したビジネスモデルの再構築支援など、企業経営と労働者雇用の安定化のための適時かつ的確な対応に引き続き努められたい。

今後とも、ポストコロナを見据え、新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した課題を克服し、リスクへの強靱性を高めるとともに、新しい動きや変化を柔軟に取り入れながら、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けた積極的な取組を推進されたい。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	県庁敷地の一部	新潟市中央区新光町4-1	県庁バスバースの一部	位置図①	2㎡ (1m×2m)

貸付面積には、放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和3年3月1日から令和6年2月28日まで3年間(更新なし)

(4) 貸付条件等

詳細は、仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 法人にあっては新潟県内に本店、支店または営業所を有し、個人にあっては新潟県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 県税を滞納していないこと。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県総務管理部管財課庁舎管理係

TEL: 025-280-5063

FAX: 025-280-5009

Eメール: ngt010080@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札日時、開札日時及び場所

(1) 日時

令和3年2月2日(火) 物件番号1 午後1時

(2) 場所

新潟市中央区新光町4-1

新潟県庁 16階 入札室

5 その他

(1) 入札保証金

下記により得られる金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。

※ 入札金額÷契約期間の月数(36月)×12

(2) 契約保証金

下記により得られる金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

※ 契約金額÷契約期間の月数(36月)×12

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を令和3年1月22日(金)までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については自動販売機設置事業者募集要項(以下、募集要項)による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(7) 落札者の決定方法

県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(8) その他

詳細は募集要項、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス上越店

所在地 上越市安江二丁目90番3 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1

3 変更年月日

令和2年6月1日

4 変更の理由

設置者の住所変更のため

5 届出年月日

令和2年12月1日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年12月25日から令和3年4月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地下水供給業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月25日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 地下水供給業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

給水開始日から10年間を経過した日の属する月の末日まで

(4) 履行場所

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の業務のほか、当該業務を履行するために要する一切の諸経費を含めた1 m³あたりの従量料金単価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 本件に関する問い合わせ先等

(1) 本件に関する問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院 経営課経営係

電話番号 025-522-7711

Eメール chuo.hospital@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付は、(1)の場所で行うほか、新潟県立中央病院のホームページで公開する。

URL <http://www.cent-hosp.pref.niigata.jp/>

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれかに該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

- (5) 本件入札に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件入札の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (6) 国税、地方税に滞納がない者であること。
- (7) 応札仕様書が本件の仕様書に適合することが確認できた者であること。
- (8) 過去5年間に於いて、日本国内の一般病床数300床以上の病院で、本件と同様な地下水供給業務に係る契約を元請して締結した実績を5件以上有する者であること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和2年12月28日（月）午前9時から令和3年1月15日（金）午後4時までに、入札参加資格確認申請書及び添付書類を前記2(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。
持参する場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時から午後4時までに提出すること。
郵送する場合は、書留又は配達記録郵便により、提出期間内必着で提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、令和3年1月19日（火）までに、入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、入札参加資格を取り消す。
- (3) 入札参加資格が認められなかった者は、入札参加資格確認通知書に指定された日（郵送の場合は、当日消印有効とする。）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することができる。

5 入札の日時場所等

- (1) 入札の日時
令和3年1月26日（火） 午後1時30分
- (2) 入札の場所
新潟県立中央病院 講堂
- (3) 郵送による入札書の提出方法
令和3年1月25日（月）午後4時までに、書留郵便により、前記2(1)の場所に提出期限必着で提出すること。

6 その他

- (1) 入札保証金
入札時に、契約単価（入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に、仕様書で規定する年間計画供給量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
- (2) 契約保証金
契約単価（入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に、仕様書で規定する年間計画供給量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額とする。ただし、財務規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
財務規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県立中央病院）へ通報報告を行うこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書等の取扱い
ア 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加資格確認申請書等は。返却しない。

(8) その他

この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、新潟県病院局財務規程、新潟県財務規則その他関係法令の定めるところによる。

企業局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月25日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
胎内第一発電所主要機器更新工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県企業局総務課総務係
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社明電舎 新潟支店
新潟県新潟市中央区米山4丁目1番28号
- 5 落札金額
2,843,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和2年10月6日

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定に基づき、なお従前の例により在任する海区漁業調整委員会の委員について、解職の請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区 383

佐渡海区 209

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県政記念館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2
新潟県政記念館運営グループ
(株式会社新潟ビルサービス)
(新潟市上古町商店街振興組合)
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和2年12月18日

内水面漁場管理委員会告示

◎新潟県内水面漁場管理委員会告示第2号

新潟県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程を一部改正し、令和2年12月25日から実施する。

令和2年12月25日

新潟県内水面漁場管理委員会

会 長 藤 田 利 昭

新潟県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第1条 新潟県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第86条第1項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項(これらの規定を法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第169条第2項並びに177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続きについては、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法による。

- 一 新潟県報に登載
- 二 委員会の事務所の掲示場に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により、意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時まで令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を

命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所

四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)

六 提出された証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成7年6月30日から施行する。

改正(平成12年4月1日)漁業法等の改正に伴う文理上の修正
 改正(令和2年12月25日)漁業法等の改正に伴う文理上の修正

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和3年目標増殖量について(公告)

第五種共同漁業権に基づく令和3年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和2年12月25日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田利昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	200kg	大川
		うぐい	産卵場造成	90㎡	
		いwana	放流	2,500尾	
		やまめ	放流	2,500尾	
		もくずがに	放流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	130kg	勝木川
		うぐい	産卵場造成	90㎡	
		いwana	放流	1,950尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ	放流	2,220kg	三面川
		こい	放流	90kg	
		ふな	放流	90kg	
		うぐい	産卵場造成	140㎡	
		いwana	放流	46,100尾	
		やまめ	放流	46,100尾	
		さくらます	放流	547,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	9,220稚	
内共第4号	荒川漁業協同組合	あゆ	放流	1,520kg	荒川
		こい	放流	280kg	
		ふな	放流	140kg	
		うぐい	産卵場造成	130㎡	
		うなぎ	放流	20kg	
		かじか	産卵場造成	170㎡	
		かじか	放流	42,200尾	
		いwana	放流	8,400尾	
		やまめ	放流	13,100尾	
		さくらます	放流	390,300尾	
		もくずがに	放流	90kg	
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あゆ	放流	160kg	胎内川 令和元年のうぐい・かじかの産卵場造成不足分の70㎡を2ヵ年かけて実施。令和2年より35㎡を追加造成。
		こい	放流	30kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	70㎡	
		かじか	産卵場造成	70㎡	
		かじか	放流	2,100尾	
		にじます	放流	110kg	
		いwana	放流	15,000尾	
		やまめ	放流	22,600尾	
さくらます	放流	100,000尾			
内共第6号	加治川漁業協同組合	あゆ	放流	420kg	加治川

		こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます	放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	120kg 120kg 70㎡ 6,880尾 10,320尾 166,090尾	平成28年のサクラマスの放流不足分221,400尾を8ヵ年かけて放流。令和2年より27,680尾を追加放流。 令和2年のサクラマスの放流不足分7,680尾を令和3年分に上乗せして放流。
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 270kg	福島潟ほか コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	850kg — 250kg 20㎡ 200kg 15,930尾 17,360尾 3,080尾 70kg	阿賀野川 コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 70kg	鳥屋野潟 コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	10kg 10kg	御手洗潟
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こい ふな うなぎ	放流 放流 放流	130kg 100kg 10kg	佐潟ほか
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか かじか にじます いわな やまめ もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	5,030kg 2,320kg 1,870kg 450㎡ 210千粒 120kg 30㎡ 53,460尾 200kg 155,670尾 134,400尾 80kg	信濃川ほか

内共第13号	魚沼漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 放流	110kg 80kg 30㎡ 8,500千粒 500kg 12,600尾 15,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	360kg 80kg 30㎡ 973千粒 77,600尾 54,360尾	只見川
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい	放流 放流 放流 産卵場造成	20kg 10kg 10kg 20㎡	鯖石川
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流	70kg 10kg 10kg 20㎡ 1,600尾 2,500尾	鶴川
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 40kg 40kg 30㎡ 140kg 3,000尾 3,000尾	関川
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	うぐい にじます いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	30㎡ 30kg 3,000尾 1,000尾	関川上流 (県境部)
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ うぐい かじか	放流 産卵場造成 放流	50kg 50㎡ 1,000尾	桑取川
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 90㎡ 4,100尾 10,600尾 10,600尾	能生川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140㎡ 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	早川

内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か に じ ま す い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流	290kg 140㎡ 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	海川
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か に じ ま す い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流	540kg 180㎡ 2,700尾 140kg 19,360尾 17,270尾	姫川
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流	100kg 30㎡ 3,880尾 6,400尾	羽茂川
合計		あ ゆ こ い ふ な う ぐ い う ぐ い う な ぎ わ か さ ぎ か じ か か じ か に じ ま す い わ な や ま め さくらます もくずがに	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 人工ふ化放流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流 放 流 放 流	12,110kg 3,510kg 3,150kg 1,850㎡ 210千匁 150kg 18,693千匁 270㎡ 114,040尾 1,490kg 403,570尾 377,560尾 1,203,390尾 260kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こ い	放 流	640kg	信濃川
		ふ な	放 流	330kg	
		もくずがに	放 流	80kg	
	加茂川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い い わ な や ま め か じ か か じ か	放 流	170kg	加茂川
			放 流	80kg	
			放 流	260kg	
			産卵場造成	190㎡	
			放 流	2,200尾	
			放 流	3,100尾	
			産卵場造成	30㎡	
	五十嵐川漁業協同組合	あ ゆ こ い う ぐ い か じ か い わ な や ま め	放 流	190kg	五十嵐川
			放 流	10kg	
人工ふ化放流			170千匁		
放 流			900尾		
放 流			1,000尾		
刈谷田川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	1,900尾	刈谷田川	
		放 流	10kg		

		こい	放流	50kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		にじます	放流	30kg	
		いわな	放流	9,000尾	
		やまめ	放流	4,500尾	
	魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	4,440kg	魚野川
		こい	放流	1,470kg	
		ふな	放流	1,210kg	
		うぐい	産卵場造成	200㎡	
		うなぎ	放流	110kg	
		かじか	放流	48,070尾	
		にじます	放流	90kg	
		いわな	放流	122,870尾	
		やまめ	放流	96,000尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	220kg	清津川
		こい	放流	70kg	
		ふな	放流	60kg	
		うぐい	産卵場造成	10㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	40千粒	
		うなぎ	放流	10kg	
		かじか	放流	4,300尾	
		にじます	放流	80kg	
		いわな	放流	20,600尾	
		やまめ	放流	28,900尾	
	計	あゆ	放流	5,030kg	
		こい	放流	2,320kg	
		ふな	放流	1,870kg	
		うぐい	産卵場造成	450㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	210千粒	
		うなぎ	放流	120kg	
		かじか	産卵場造成	30㎡	
		かじか	放流	53,460尾	
		にじます	放流	200kg	
		いわな	放流	155,670尾	
		やまめ	放流	134,400尾	
		もくずがに	放流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	110kg	只見川
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		いわな	放流	12,600尾	
	やまめ	放流	12,360尾		
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放流	65,000尾	只見川
		やまめ	放流	42,000尾	
	伊北地区非出資漁業協同組合	こい	放流	250kg	只見川
		こい	放流	360kg	
		ふな	放流	80kg	

計	うぐい わかさぎ いわな やまめ	産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	30㎡ 973千粒 77,600尾 54,360尾
---	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------